

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 アズビル株式会社
 代表者名 代表取締役社長 曾禰 寛純
 (コード：6845 東証第 1 部)
 問合せ先 総務部長 宮崎 英樹
 (TEL. 03-6810-1000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 93 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社における監査役制度をより安定・確実なものとするため、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備え、現行定款第 32 条に補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を 4 年にするとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	(任 期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 会社法第 329 条第 3 項の規定により選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時とする。</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時とする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日（木）
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

以 上